

# 令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（道路監視員）採用試験募集案内

◆鳥取県中部総合事務所県土整備局 建設総務課◆

〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地

電話（0858）23-3211 <https://www.pref.tottori.lg.jp/c-sougou-kendo/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年1月21日（火）～令和7年1月31日（金） <b>必着</b> ◎持参、郵送のどちらでも受け付けます。 ◎持参による場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで （土曜日・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和7年2月6日（木） 午前10時30分から ※別途人物試験開始時刻を連絡します。
試験会場	中部総合事務所 第101会議室（倉吉市東巖城町2番地 A棟1階）
合格者発表日	令和7年2月10日（月）（予定）※受験者全員に郵送で可否を通知します。

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
会計年度任用職員 （道路監視員）	1名	道路占用状況等の監視業務 ・不法占用工事の発見（無断占用等・道路法第24条、第32条関係） ・許可済占用工事現場の確認（施工状況、完成確認） ・交通事故に伴う道路損傷復旧事務（損傷物件確認、示談交渉、保険 会社交渉、原因者不明損傷の調査）	中部総合事務所 県土整備局 維持管理課

## 3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 次の要件のすべてに該当する人  
普通自動車運転免許を取得していること（自ら車を運転し、監視等を行っていただきます。）
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。  
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内容
人物試験	300点	個別面接による口述試験 （面接の際、パソコンを使った文書作成スキル、土木に関する一般的な知識についても確認します。）

## 5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

## 6 勤務条件(予定)

給 与	<p>○報酬 日額 9,190～10,750円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※経験年数に応じた金額となります。 ※県一般職の給与月額の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合はそれによります。</p>
福 利	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>1か月 17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。</p>
任用の期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。</p>

## 7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1)顔写真を貼付した履歴書（市販のJIS規格）1部 (2)過去に従事した具体的な業務内容を記載した職務経歴書（様式任意）1部 (3)運転免許証の写し 1部 【履歴書記載上の注意】 ・記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 ・現住所は棟、号室まで正確に記載してください。 ・電話番号については、採用に係る連絡を電話により行いますので、携帯電話をお持ちの方は可能な限り携帯電話番号も記載してください。 ・封筒の表に「会計年度任用職員（道路監視員）受験申込み」と朱書きで記載してください。</p>
申込み先（問合先）	<p>〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課（担当 米原）あて 電話（0858）23-3211</p>

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。

※書類選考（履歴書、職務経歴書、資格審査）の確認の結果、受験資格を満たさない方には2月5日（水）までに電話で御連絡します。

## 8 合格者の決定方法

試験の得点の高い順に合格者及び補欠合格者を決定します。

ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、順位にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、合格者の採用辞退又は取消等による場合や補欠合格の有効期間内で欠員が発生した場合に順次採用します。

[補欠合格有効期間] 令和7年3月31日まで

## 9 合格者の発表

受験者全員に試験の合否を文書で通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

また、試験の合否の通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23 cm×12 cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は 法定代理人	試験の合否、得点、順位	合格発表日から1か月	中部総合事務所県土整備局 建設総務課

## 11 試験に関する注意事項

試験当日は、試験開始時刻10分前までに中部総合事務所県土整備局建設総務課においでください（事前に案内した試験開始時刻に遅刻された者は受験できません）。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。